○さいたま市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱

平成13年５月１日

告示第48号

改正　平成17年３月30日告示第253号

平成25年３月29日告示第441号

平成26年３月31日告示第472号

令和２年１月31日告示第189号

令和３年３月31日告示第571号

令和３年10月25日告示第1610号

令和４年３月31日告示第520号

令和５年３月31日告示第601号

令和８年３月31日告示第588号

（趣旨）

第１条　この告示は、重度心身障害者の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、重度心身障害者に対し、タクシー利用料金の一部を助成することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成17年告示253号・25年441号〕）

（定義）

第２条　この告示において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）に記載されている障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第５号に定める１級若しくは２級の障害又は３級の下肢若しくは体幹機能障害である者

(2)　さいたま市の療育手帳制度要綱により交付を受けた療育手帳（以下「療育手帳」という。）に障害の程度が(A)又はAである旨記載されている者

(3)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）に障害の程度が１級である旨記載されている者

(4)　次のアからウまでに掲げる手帳のうちいずれか２以上の手帳の交付を受けている者

ア　障害の程度が身体障害者福祉法施行規則の別表第５号に定める３級である旨記載された身体障害者手帳

イ　障害の程度がBである旨記載された療育手帳

ウ　障害の程度が２級である旨記載された精神障害者保健福祉手帳

２　この告示において「福祉タクシー協力機関」とは、県内で道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送業を同法第４条第１項の免許を受け営業し、埼玉県と協定を締結した法人等及び市長が適当と認めた法人等をいう。

３　この告示において「福祉タクシー」とは、福祉タクシー協力機関が所有する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供するタクシーをいう。

（一部改正〔平成17年告示253号・25年441号・令和３年1610号〕）

（助成対象）

第３条　助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有する重度心身障害者で当該年度において重度心身障害者自動車燃料費助成金受給資格を有していない者とする。

（一部改正〔平成17年告示253号・25年441号〕）

（所得の制限）

第４条　次条第１項の規定にかかわらず、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成対象者には助成しない。

(1)　前年度分の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税をいう。以下同じ。）が課されているとき。

(2)　前年度分の市町村民税が、申告を行わないこと等により確認することができないとき。

（追加〔平成25年告示441号〕）

（助成）

第５条　市長は、助成対象者に対し、福祉タクシー乗車１回につき初乗運賃相当額を助成する。

２　前項の規定にかかわらず、１回当たりの乗車料金が初乗運賃相当額の２倍以上の額である場合は、市長は、助成対象者に対し、福祉タクシー乗車１回につき初乗運賃相当額の２倍の額を助成することができる。この場合において、助成対象者は、２回の助成を受けたものとする。

３　助成の回数は、１年度54回以内とする。ただし、身体障害者手帳３級の下肢又は体幹

機能障害者（第２条第１項第４号に掲げる者を除く。次項において同じ。）については、36回以内とする。

４　前項の規定にかかわらず、年度の初日において第８条に規定する登録者でなかった者が当該年度の途中に次条の規定による申請を行った場合にあっては、申請の日の属する月以後の当該年度の月数に4.5（身体障害者手帳３級の下肢又は体幹機能障害者にあっては、３）を乗じて得た回数（当該回数に１回未満の端数がある場合は、これを切り上げた回数）以内とする。

（一部改正〔平成25年告示441号・令和２年189号・３年1610号・５年601号〕）

（申請）

第６条　助成を受けようとする者（15歳未満の者である場合は、その保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。））は、福祉タクシー利用料金助成申請書（様式第１号）により市長に申請しなければならない。

２　前項の申請書には、申請の日の属する年度の前年度分の市町村民税の課税状況が分かる書類を添付しなければならない。ただし、市長が公簿等により当該課税状況を確認することができるときは、この限りでない。

（一部改正〔平成25年告示441号〕）

（登録）

第７条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成対象者であると認めたときは、助成を受ける資格がある者として当該助成対象者を登録するものとする。

（追加〔平成25年告示441号〕）

（利用券の交付等）

第８条　市長は、前条の規定により登録した者（以下「登録者」という。）が第４条各号のいずれにも該当しないときは福祉タクシー利用券交付決定通知書（様式第２号）及び福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）を交付し、登録者が第４条各号のいずれかに該当するときは福祉タクシー利用料金助成停止通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（一部改正〔平成17年告示253号・25年441号・26年472号〕）

（課税状況の確認）

第９条　市長は、毎年度、登録者が第４条各号のいずれかに該当するか否かを確認するものとする。

２　登録者は、毎年度、前項の規定による確認に必要な書類として、助成に係る年度の前年度分の市町村民税の課税状況が分かる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が公簿等により当該課税状況を確認することができる登録者については、この限りでない。

３　前条の規定は、第１項の規定による確認を行った場合について準用する。

（追加〔平成25年告示441号〕）

（利用方法）

第10条　利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、福祉タクシー利用の際、１回の乗車につき、利用券１枚（第５条第２項の規定により２回の助成を受けようとするときは、２枚）を当該福祉タクシーの運転者に提出し、乗車料金から、一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の自動認可運賃等について（平成26年２月28日付け関東運輸局長公示）で定める普通車の距離制運賃のうち、当該福祉タクシーの運賃適用地域における普通タクシーの初乗運賃の上限運賃を控除した額(第５条第２項の規定により２回の助成を受けようとするときは、初乗運賃の上限運賃の２倍に相当する額を控除した額）を運転者に支払わなければならない。

２　利用者は、運転者から身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。

（一部改正〔平成25年告示441号・令和２年189号・５年601号〕）

（請求の方法）

第11条　福祉タクシー協力機関は、利用者から受け取った利用券に必要事項を記入し、当該利用月分を翌月10日までに福祉タクシー利用料金助成事業に係る請求書（様式第４号）により市長に請求するものとする。

２　市長は、前項の請求を受けたときは、助成額を決定し、当該月末までに福祉タクシー協力機関に支払うものとする。

（一部改正〔平成17年告示253号・25年441号・26年472号〕）

（障害の程度の変更）

第12条　登録者の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の程度に変更があったため、第５条第３項又は第４項に規定する助成の回数の上限に変更が生じる場合には、当該障害の程度の変更があった日の属する年度の翌年度から助成の回数の上限を変更するものとする。

（追加〔令和４年告示520号〕、一部改正〔令和５年告示601号〕）

（資格の喪失等）

第13条　登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成を受ける資格を失う。

(1)　死亡したとき。

(2)　市外に転出したとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、第３条に規定する助成対象者の要件に該当しなくなったとき。

２　登録者又は保護者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、福祉タクシー利用資格喪失届（様式第５号）に未使用利用券を添え、速やかに市長に届け出なければならない。

３　市長は、登録者が第１項第３号に該当したことにより福祉タクシーの利用資格を喪失したと認めたときは、福祉タクシー利用料金助成資格喪失通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（一部改正〔平成17年告示253号・25年441号・26年472号・令和４年520号〕）

（不正使用の禁止）

第14条　利用者は、利用券を有効期限外に使用し、又は他人に譲渡する等、不正に使用してはならない。

（一部改正〔平成25年告示441号・令和４年520号〕）

（助成額の返還）

第15条　市長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があるときは、この助成を取り消すとともに、その者が受けた助成額の全部又は一部を返還させることができる。

（一部改正〔平成25年告示441号・令和４年520号〕）

（電子情報処理組織による申請等）

第16条　電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、次に掲げる申請等を行う場合については、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）及びさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第154号）の例による。

(1)　第６条第１項の規定による申請

(2)　第８条及び第13条第３項の規定による通知

(3)　第９条第２項の規定による書類の提出

(4)　第11条第１項の規定による請求

(5)　第13条第２項の規定による届出

（追加〔令和８年告示588号〕）

（その他）

第17条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔平成25年告示441号・令和４年520号・８年588号〕）

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成13年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前日までに、合併前の浦和市重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱（昭和55年浦和市制定）、大宮市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱（平成元年大宮市告示第311号）又は与野市重度心身障害者福祉タクシー利用助成事業実施要綱（昭和62年与野市告示第56号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

（岩槻市の編入に伴う経過措置）

３　岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱（昭和56年岩槻市告示第49号。以下「編入前の岩槻市告示」という。）の規定により登録の決定がなされた助成については、なお編入前の岩槻市告示の例による。

（追加〔平成17年告示253号〕）

附　則（平成17年３月30日告示第253号）

この告示は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月29日告示第441号）

（施行期日）

１　この告示は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日の前日においてこの告示による改正前のさいたま市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱第７条に規定する利用者であった者又は重度心身障害者自動車燃料費助成金受給資格を有していた者でこの告示による改正後のさいたま市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱（以下「改正後の告示」という。）第４条各号のいずれかに該当するものに対しては、平成26年３月31日までの間は、同条の規定は適用しない。

3　前項に規定する者に係る助成の回数は、改正後の告示第５条第２項の規定にかかわらず、１年度18回（身体障害者手帳３級の下肢又は体幹機能障害者にあっては、12回）以内とする。

4　附則第２項に規定する者が年度の途中に改正後の告示第６条の規定による申請を行ったときは、改正後の告示第５条第２項の規定にかかわらず、その者に係る助成の回数は、申請の日の属する月以後の当該年度の月数及びその者の障害の程度に応じ、市長が別に定める回数以内とする。

附　則（平成26年３月31日告示第472号）

この告示は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（令和２年１月31日告示第189号）

（施行期日）

1　この告示は、令和２年２月１日から施行する。ただし、第５条第２項及び第３項の改正は、同年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日から令和２年３月31日までの間においては、第10条第１項中「乗車料金から、一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の自動認可運賃等について（平成26年２月28日付け関東運輸局長公示）で定める普通車の距離制運賃のうち、当該福祉タクシーの運賃適用地域における普通タクシーの初乗運賃の上限運賃を控除した額」とあるのは、「乗車料金から令和２年１月31日における初乗運賃相当額（乗車料金が同日における初乗運賃相当額を下回る場合は、乗車料金相当額）を控除した額」と読み替えるものとする。

附　則（令和３年３月31日告示第571号）

（施行期日）

1　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附　則（令和３年10月25日告示第1610号）

（施行期日）

1　この告示は、令和３年11月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のさいたま市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附　則（令和４年３月31日告示第520号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月31日告示第601号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月31日告示第588号）

（施行期日）

1　この告示は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のさいたま市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱様式第４号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

様式第１号（第６条関係）

福祉タクシー利用料金助成申請書

年　　月　　日

（宛先）さいたま市長

申請者　住　所
氏　名
注
電話番号　　（　　）

次のとおり福祉タクシー利用料金の助成を受けたく申請します。なお、利用決定に当たり、私の世帯の住民登録資料、税務資料等について、各関係機関に調査し、若しくは照会し、又は関係資料の閲覧を求めることを承諾します。

住所	
ふりがな 氏名	
生年月日	年　　月　　日
電話番号	（　　）
資格理由 （番号を○で囲む）	１　身体障害者手帳１級 ２　身体障害者手帳２級 ３　身体障害者手帳３級 （ただし、下肢・体幹機能障害者に限る。（７に該当する場合を除く。）） ４　療育手帳Ⓐ ５　療育手帳Ａ ６　精神障害者保健福祉手帳１級 ７　身体障害者手帳３級・療育手帳Ｂ・精神障害者保健福祉手帳２級（いずれか２以上の手帳の交付を受けている者に限る。）

様式第２号（第８条、第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

さいたま市長　　印

福祉タクシー利用券交付決定通知書

あなたの福祉タクシー利用券については、次のとおり交付することを決定したので通知します。

氏　　名	
生年月日	年　　月　　日
住　　所	
券発行番号	
枚数	
有効期間	年　月　日から　　年　月　日まで

様式第３号（第８条、第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

さいたま市長　　印

福祉タクシー利用料金助成停止通知書

あなたのさいたま市福祉タクシー利用料金助成については、次のとおり助成停止としたので通知します。

氏　　名	
生年月日	年　　月　　日
住　　所	
助成停止の理由	
助成停止の期間	年　月　日から　　年　月　日まで

様式第4号(第11条関係)

福祉タクシー利用料金助成事業に係る請求書

年　　月　　日

(宛先)さいたま市長

請求者
所　在　地
名　　称
代表者氏名

年度　　月分福祉タクシー利用料金助成事業に係る費用を次のとおり請求します。

		単　価	枚　数	請　求　額	
料金助成	小型	円	枚	料金助成額計	円
	中型	円	枚		
手数料		円	枚		円
計					円

下記の預金口座に振り替えてください。	
フリガナ	
口座名義	
銀　行 信用金庫　　支店	
普通No.	当座No.

様式第5号(第13条関係)

福祉タクシー利用資格喪失届

年　　月　　日

(宛先)さいたま市長

届出者
住　所
氏　名
電話番号　　(　　)

次のとおり福祉タクシーの利用資格がなくなりましたので届出します。

利　用　者	
ふ り が な	
氏　　名	
資格喪失理由 (番号を○で囲む)	1　利用者が死亡のため 2　利用者が市外へ転出のため 転出先(　　) 3　その他(　　)
喪失年月日	年　　月　　日
利用券残枚数	枚

※

様式第６号（第１３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

さいたま市長　　印

福祉タクシー利用料金助成資格喪失通知書

あなたのさいたま市福祉タクシー利用料金助成については、次のとおり資格喪失としたので通知します。

氏　　名	
生年月日	年　　月　　日
住　　所	
資格喪失理由	
喪失年月日	年　　月　　日

様式第１号（第６条関係）

（全部改正〔平成25年告示441号〕、一部改正〔令和３年告示571号・1610号〕）

様式第２号（第８条、第９条関係）

（追加〔平成26年告示472号〕）

様式第３号（第８条、第９条関係）

（追加〔平成25年告示441号〕、一部改正〔平成26年告示472号〕）

様式第４号（第11条関係）

（一部改正〔平成17年告示253号・25年441号・26年472号・令和８年588号〕）

様式第５号（第13条関係）

（一部改正〔平成17年告示253号・25年441号・26年472号・令和４年520号〕）

様式第６号（第13条関係）

（追加〔平成25年告示441号〕、一部改正〔平成26年告示472号・令和４年520号〕）